

令和7年5月29日

報道機関各位

長岡市教育委員会子ども未来部
子ども政策課長



物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用 「長岡市子育て世帯家計支援給付金」を支給

長岡市は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、市独自の給付金を支給します。

つきましては、下記のとおり概要をお知らせしますので、ぜひ周知くださるようお願いいたします。

長岡市子育て世帯家計支援事業

1 支給対象者

平成18年4月2日から令和7年3月31日までに生まれて、かつ、次の①②のいずれかに該当する子どもの保護者

- ① 令和7年2月12日時点で長岡市に住民登録がある子ども
- ② 令和7年2月13日から令和7年3月31日までに、出生や転入によって長岡市に住民登録された子ども

※令和6年度事業のため、令和7年4月以降に住民登録された場合は対象となりません。

2 支給額

対象の子ども一人につき1万円（所得制限なし、1回限り）

3 申請・支給方法

ア 保護者が長岡市から児童手当を受給している場合

- ・申請は不要です（5月16日に「お知らせ」を送付済み）。
- ・児童手当の登録口座に6月10日に振り込みます。

イ 「ア」に該当しない場合（他市区町村や公務員所属庁から児童手当を受給している場合など）

- ・申請が必要です。5月30日に、対象の子どもの住所に発送する申請書を記入のうえ、8月29日までに、郵送または直接、子ども政策課へ提出。
- ・手続きが終了次第、指定の口座に振り込みます。

お知らせや申請書が届かない場合は、子ども政策課にご連絡ください。

（問い合わせ：子ども政策課 松木）
TEL 0 2 5 8 - 3 9 - 2 3 0 0